

令和7年度 政策提言（要約版）

公益社団法人	隊友会
公益財団法人	陸修偕行社
公益財団法人	水交会
航空自衛隊退職者団体	つばさ会

はじめに

本政策提言書は、隊友会、陸修偕行社、水交会、つばさ会の4団体の総意によるものである。

2022年12月以降、いわゆる戦略3文書の策定により、防衛力の抜本的強化が図られ、その成果は顕著に現れていると認識する。昨年末には「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」が策定され、自衛隊の人的課題に対しても大きな改善の一歩を踏み出した。

しかし、国際情勢は依然として不安定であり、引き続き権威主義国家の動向が懸念される。また、民主主義国家においても内向化や大衆迎合の動きが見られ、我が国の安全保障に影響を与える可能性がある。

このような情勢を踏まえ、本提言書では、現実的かつ主体的な防衛力構築のために以下の6項目を提言する。

1 憲法の改正

（1）「戦争放棄」、「戦力不保持」、「交戦権否認」条項の削除

現在の日本国憲法では、戦後の平和主義的な理想観念に基づき、憲法9条において「戦争放棄」、「戦力不保持」、「交戦権否認」が条文化されている。平和を追求することは重要であるが、国内外の情勢が変化する中で、現実とのギャップが顕在化している。この矛盾に対して、単なる「解釈」によって対応することは、国民や諸外国に対する説明が困難であり、憲法の信頼をも損なうものである。憲法条文は明解さを追求すべきである。

また、現実から乖離した矛盾を長期間放置してきたことにより、国民の防衛意識や関心が低下していることは憂慮すべき問題である。

我が国が自国防衛を担う軍事組織を保有し、平和を確保するために武力を行使することや交戦権を有することは国家として当然である。これらを否定する条項の削除を強く提言する。

（2）緊急事態条項の整備

我が国に対する武力攻撃や大規模災害など、国家緊急事態はすべてが予測可能な範囲内で生起するものではない。これら事態に迅速かつ的確に対応するためには、やむを得ず国民の自由や権利を一時的に制限し、新たな義務を課すこと必要である。そのための緊急事態条項の整備を提言する。また、民間防衛関連企業の整備補給能力の確保や業務従事命令の明記、罰則規定の設定も必要である。

2 安全保障政策の見直し

(1) 我が国防衛を担う軍事組織の明確化

自衛隊はジュネーブ諸条約上、「軍隊」に該当する組織であるが、国内においては「通常の観念で考えられる軍隊とは異なる存在」として位置づけられている。この現状は国民の意識に錯誤をもたらすと共に、国際社会に対する欺瞞ともなりかねない。憲法改正に至らなくとも、「自衛隊(Self-Defense Forces)」を「防衛隊(Defense Forces)」(仮称)へと改称し、その存在目的および位置づけを明確にすべきである。

加えて自衛官の階級呼称についても、英語においては公式に米英軍と同様の呼称を使用していることから、国内においても大将、大佐、大尉等、外国軍隊と同様の呼称とすることを提言する。

(2) 軍人に準ずる地位としての「防衛官(仮称)」の制定

昨年末に取りまとめられた「自衛官の待遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」の推進が望まれる。自衛官は国際法上「軍隊」に該当し、命を懸けて任務に従事する職業であることから、特別な地位および待遇が与えられるべき存在である。憲法改正が困難な状況にあっても、「防衛官(仮称)」という新たな地位を創設し、国家公務員の一般職、特別職とは別格の位置づけを付与すべきである。

(3) 防衛法制の見直し

ア 法制の明確・簡潔化

我が国の防衛法制は、国内外情勢等の変化によって自衛隊の任務を新たに規定する度に、条文の追加・修正や分散等が重ねられ、複雑化してきたといえる。

明確な国家防衛に対する姿勢を示すとともに、現行法制を可能な限り簡潔化するべく再整理し、ROEを適切かつ明確に規定することにより、事態対処における真の実効性を確保することを強く提言する。

イ 1項・2項地域の見直し及び区分廃止

自衛隊法第103条では、自衛隊の行動地域を1項地域（自衛隊の行動に係る地域。施設等の管理、土地等の使用、物資の保管、収用を命ずることができる）と2項地域（自衛隊の行動に係る以外の地域で防衛大臣が告知して定めた地域。医療、土木建築工事、輸送業者に対する業務の従事を命ずることができる）に区分している。しかし、昨今の有事における作戦様相や継戦基盤の重要性を踏まえれば、業務従事を命ずる業務範囲は十分ではない。また、地域の区分も非現実的である。したがって、業務従事命令の対象業種を拡大し、1項地域と2項地域の区分を廃止することを強く提言する。

ウ 「警戒監視」を自衛隊の行動（自衛隊法第6章）として明記

「警戒監視」の任務行動は、防衛省設置法第4条第18号の「調査研究」として位置付けられている。しかし、厳しい安全保障環境下で対象国軍隊と対峙する「警戒監視」は、国家防衛に直結する行動である。この任務を「調査研究」として放置することは本質を誤解させるものである。したがって、「警戒監視」を自衛隊の行動（自衛隊法第6章）として位置付けることを強く提言する。

3 防衛力の強化

(1) より主体的な防衛力の構築

ア 情報戦能力の抜本的強化

「情報」は国家安全保障の基盤であり、特に宇宙・サイバー・電磁波分野における情報・諜報活動の能力向上が必要不可欠である。また、人的諜報活動（HUMINT）の重要性も看過すべきではない。さらに、認知領域における情報戦も高度化しており、偽情報を識別し看破する対認知戦の能力や態勢構築が求められる。

我が国安全保障の主体性を確保するため、同盟・同志国との協力連携を図りつつ、情報組織および制度のさらなる最適化と大規模な投資を実施することが必要である。

イ 宇宙優勢の確保

戦闘領域化が進む宇宙において、宇宙優勢の確保が極めて重要である。このために、宇宙状況把握（SSA）、宇宙領域把握（SDA）、自らの衛星機能を維持する抗堪性、並びに脅威の能力発揮を制限又は無力化するような能動的作戦能力（カウンタースペース能力）の構築を目指す必要がある。

また、宇宙領域における昨今の著しい情勢変化を踏まえれば、迅速に能力を構築するために、同盟国・同志国との連携強化、共同作戦や装備の共同開発・生産、官民の連携強化が求められる。

(2) 防衛装備移転の促進

ア 装備移転対象の緩和

昨今の厳しい安全保障環境を踏まえ、各種誘導弾等の国産開発・装備化が急がれている。有事において十分なミサイルや弾薬等を確保するためには、我が国単独による生産・備蓄には限界がある。継戦能力を確保するため、これら装備品の国産化に際しては、同盟国・同志国に対する移転及び共有による、スケールメリットを確保することが必要である。厳格な審査や適性管理を前提に、装備移転対象のさらなる緩和を強く提言する。

イ 日本版FMSの構築

国家安全保障戦略を受け、防衛装備の海外移転を推進するため、政府が主導し、基金等による支援を実施しつつ官民一体で取り組んでいる。装備移転における教育支援、性能保証、オフセット対応、保全措置などの課題に適切に対応し、装備移転を国家安全保障及び外交政策の有効なツールとして活用するため、政府が一元的な窓口となって管理するいわゆる「日本版FMS」のような体制の構築を提言する。

(3) 継戦基盤の強化

ア 我が国防衛における民間力の役割の明確化

有事においては、民間力の活用が不可欠であるが、法的な協力義務規定等は十分とは言い難く、実態としては期待レベルにとどまっている。防衛産業の能力を確保するため、契約義務や緊急事態条項による業務従事命令の法制化が求められる。

イ 適切な装備品供給体制の構築

我が国周辺の安全保障環境が急速に厳しさを増していることから、防衛力整備における迅速性が求められる。我が国の防衛産業や技術基盤は十分とは言えず、早急な国産偏向は脆弱性をはらむため、同盟国・同志国からの装備輸入、共同開発・生産、ライセンス国産化も必要である。これにより、迅速な装備化、分散保有、スケールメリットの享受、コスト削減が可能となり、継戦基盤の強化に資するものである。

なお、装備輸入元の情勢変化による供給不安定化のリスクを考慮した適切な供給体制の構築が必要である。

ウ 弹薬の確保

有事における十分な継戦能力を確保するため、弾薬の生産能力を向上させ、火薬庫を確保し、必要な弾薬を早急に保有することが求められている。また、増加する弾薬の保管に対応するためには、火薬庫の増設と共に、不用弾薬の廃棄を促進する必要がある。弾薬の廃棄を行う企業には高い技術力が求められるが、既存の企業は十分な能力を持っていない。弾薬処分企業を防衛生産基盤強化法の対象に指定し、弾薬廃棄能力の強化を図ることを提言する。

エ 燃料の確保

有事には自衛隊の燃料需要が大幅に増加し、民間航空の需要と競合するため、防衛所要への優先配分が必要である。武力攻撃事態に対応する燃料供給体制を確立し、訓練を実施することを提言する。

また安定的な供給を確保するためには、自衛隊独自のサプライチェーンが必要である。予備自衛官を活用し、基地近傍の油槽所や輸送力の強化を図ることを提言する。

(4) 統合作戦能力の進化

ア 統合戦略、統合ドクトリン及び統合装備体系の確立

統合作戦司令部の設立という大きな変革期にあって、自衛隊の方向性を明確にする統合戦略と統合ドクトリンを早期に策定し、陸海空の各防衛戦略と整合性を持って連なる戦略体系を確立すべきである。また、統合作戦に必要な装備を統合装備体系として示し、各自衛隊はその優先順位を考慮して装備体系を構築すべきである。

イ 統合訓練・演習の充実

真に実効性のある統合作戦能力を有するためには、統合を重視して構築された装備体系や組織を、統合作戦に的確に適合させることが重要である。そのためには、各自衛隊の個別活動を見直し、従来以上に統合訓練・演習の頻度および質を向上させる必要がある。さらに、訓練・演習を通じて得られた教訓を、作戦技量のみならず、装備体系、組織、作戦計画に着実に反映させるサイクルを確立することが、統合作戦の実効性向上に大きく寄与する。

ウ 作戦情報のさらなる統合

迅速かつ的確な意思決定の重要性が増大する中、情報本部や各自衛隊の作戦情報を迅速に集約すると共に、統合作戦の視点で分析・評価して作戦指揮に寄与させることが肝要である。そのためには、所要の人的資源を投入し、統合作戦司令部を中心とした作戦情報組織および情報処理システム等を早急に構築すべきである。

エ 統合教育等のさらなる充実

統合の重要性は徐々に認識されつつあるが、いまだ十分とは言えない。より実効性のある統合を追求するためには、隊員、特に高級幹部の意識改革が不可欠である。初級幹部教育な

ど、早期の段階から統合教育をカリキュラム化するべきである。また、将官は自衛隊のジェネラリストとして、統合配置の勤務を経験することを義務化するべきである。

才 教訓等の活用体制・態勢の構築

我が国周辺の安全保障環境は今後ますます複雑化し、流動性が増すことが予想される。このような状況下で自衛隊が適切に対応するためには、演習や実運用・作戦等における教訓を迅速かつ的確に収集、分析、配布する体制・態勢の構築が重要である。また、経験と知見を有する退職自衛官の有効活用も図るべきである。

(5) 戦力組成の抜本的転換

自衛隊は憲法問題など多くの制約の中で防衛力を増強してきたが、真に実効的な戦力組成が構築されているかは疑問である。戦略3文書を受けた防衛力強化や防衛費増大の施策に加え、統合作戦司令部の創設は、自衛隊が真に戦える組織に変革する上で、重要な好機と捉えるべきである。今後、人的基盤の確保が困難になることも考慮し、装備体系、人的配分、地理的・組織的整合性等を含め、統合作戦を重視した、より効率的かつ実効的な戦力組成への抜本的な転換が不可欠である。

(6) 省庁間協力のさらなる推進及び各省庁所管規制等の改善

有事を想定した省庁間協力には一定の進展が見られるものの、いまだ不十分である。各省庁は有事を想定して備え、緊密な連携を図るために、国家安全保障局（NSS）がより積極的な役割を担うべきである。

また、自衛隊の運用においては、様々な法律の適用除外を受けて任務を遂行するが、周波数帯割り当て、移動局、空域管理等においては未だ制約が存在するため、平時から認可や適用除外がなされるよう制度的整備を進めるべきである。

4 人的基盤の強化

(1) 退職後の自衛官を雇用する新たな制度（準防衛官（仮称））の創設

少子化により自衛官の確保が困難になっている。加えて「高齢者雇用安定法」により65歳までの雇用が義務化され、退職自衛官との待遇格差は広がる一方である。このような情勢を踏まえ、退職自衛官を平時から活用する体制の構築が必要である。

「退職自衛官は防衛力そのもの」として、退職自衛官（防衛官）を自衛隊の定員外で雇用する「準防衛官（仮称）」制度の新設を提言する。本制度は、必ずしも現役自衛官のみで実施する必要のない業務（例えば整備、警備、経理補給、教育、研究開発、広報、募集・援護等）を可能な限り退職防衛官たる「準防衛官（仮称）」に移管するものである。

また、「準防衛官（仮称）」をもってしても充足が困難な業務に対しては、より積極的に民間へのアウトソーシングを推進する。

(2) 退職自衛官に対する新たな年金制度等の創設

諸外国においては、軍人としての奉仕に対する敬意として「軍人年金（恩給）」制度が確立されている。他方、我が国においては退職自衛官に対する待遇は諸外国と大きく異なり、特別な優遇措置はないに等しい。このように他国と大きく異なる現状は、自衛隊への入隊希望者の減少につながるばかりか、自衛官としての矜持をも損ないかねない。

本来ならば、憲法改正による自衛隊、自衛官の明確な位置づけによって、軍人年金制度を

含む優遇措置がなされるべきであるが、憲法改正が難しい場合でも、防衛費を財源として現行年金制度に上乗せする制度等を創設するべきである。

（3）戦死傷者及び家族に対する国家としての対応の具体化

戦闘における戦死傷者およびその家族に対する敬意と感謝を国家として明確に示すことは、国民が同様の認識を持つ上で、また自衛官自身が職務に対する「名誉と誇り」を自覚する上でも極めて重要である。そのため、戦死傷者および家族に対する処遇の具体化と、それに基づく訓練も必要である。

また、全国に存在する旧軍墓地や追悼施設の維持整備に対する国家の支援も必要である。

5 安全保障に関する国民全体の意識の高揚

（1）安全保障教育の充実

厳しい安全保障環境の中で、国民の安全保障や防衛に対する意識の醸成は急務である。安全保障に関心を持つ国民だけでなく、広く国民全体が共有できる環境を構築するべきである。

そのため、義務教育のカリキュラムに安全保障教育を導入し、中立性をもって国際社会の現実や国を守ることの重要性を教育するべきである。また、安全保障・防衛に関する大規模史料館を建設し、無料で開放することにより、広く国民が学べる機会を提供するべきである。

（2）国民に対する安全保障関連情報の発信拡大

国民の安全保障意識が低い要因の一つは、自衛隊の活動を含む我が国安全保障に関する情報が十分に共有されていないことである。広く国民が認知するためには、安全保障教育の充実に加えて、効果的な情報発信媒体の活用が必要であり、ここに大規模な予算投入も躊躇すべきではない。

また、情報開示の制限を緩和し、厳しい安全保障環境や自衛隊の対応状況のリアルを可能な限り広く国民と共有することも重要である。これは偽情報に耐性のある社会を築くためにも重要なことである。

6 日米同盟のさらなる強化

（1）日米統合共同作戦能力の強化

統合作戦司令部の設置に伴い、インド太平洋軍司令部および今後設置予定の在日米軍作戦司令部との役割や任務の整合を図ったうえで、より実効的な連携強化の体制の構築が不可欠である。特に、統合ミサイル防衛（IMD）など緊密な連携を必要とする作戦分野では、日米間のより一体化した組織やメカニズムの構築が必要である。また、迅速かつ整合のとれた意思決定機能を確保するためには、日米共通の意思決定支援システムの導入も望まれる。これにより、日米共同作戦の実効性が一層向上し、強力な戦略的メッセージの発信にもつながる。

（2）拡大抑止の強化

拡大抑止の重要性が増大している。核抑止の本質は我が国に対する核攻撃を思いとどまらせるに足る核反撃能力と意思であり、現情勢下において日米拡大抑止に求められるのは、この能力と意思の明示である。

今後は同盟調整メカニズム（ACM）と共同計画策定メカニズム（BPM）の実効性を強化するとともに、日米共同作戦計画を策定し、シミュレーションを含む演習等を行うことが必要で

ある。

結びにかえて

本政策提言は、隊友会、陸修偕行社、水交会、つばさ会の4団体が共同で作成を開始してから

10年目を迎えるものである。

今年度も引き続き憲法改正を強調している。厳しい安全保障情勢の中で、我が国が有事のリアルに向き合い備えることが真の抑止力となる。しかし、現憲法は「平和」という理想に過度に偏重しており、国際社会の現実との乖離が顕著である。したがって、国際社会の現実を見据えた憲法改正を実現し、国民や国際社会に我が国のあり方を明確に示すべきである。

また、自衛隊の人的基盤の強化も重要な課題である。現役自衛官の処遇改善や退職自衛官の新たな活用、退職後の処遇改善は、現役自衛官の将来不安を払拭し、人的基盤の強化に資するものである。政府主導による施策に本提言が反映されることを切望する。

本提言書は、長きにわたり奉職してきた多くの退職自衛隊員の声を代弁するものである。本提言書が、我が国の平和と安全のため、安全保障政策を推進する上での一助となることを願うものである。